

行政文書一部公開決定通知書

5 観名保第 124 号
令和 6 年 1 月 4 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年12月22日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材） 変更契約書 （令和5年3月7日仮契約、令和5年7月4日市議会の議決による本契約）		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和 6 年 1 月 4 日 以降	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当するため、一部を非公開とします。 （第7条第1項第2号） 当該行政文書には、法人代表者印が押印されており、これは法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。



契 約 書

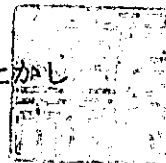
工 事 名	名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）	
工 事 場 所	名古屋市中区本丸1番1号	
変 更 事 項	工 事 内 容	変更無し
	工 期	(変更前) 平成30年7月4日から暫定的に令和6年3月31日まで (変更後) 平成30年7月4日から暫定的に令和7年3月31日まで
	請 負 代 金 額	変更無し
	支 払 限 度 額 及 び 出 来 高 予 定 額	前払金等の支払いに関する特約条項のとおり
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・この契約書は、仮契約書であって名古屋市議会の議決を経たとき本契約書としての効力を生じるものとする。・変更後の工期は、『名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書に係る覚書（その2）』に基づき暫定的に延長するものであり、必要に応じて見直しの協議を行うものとする。天守閣の完成時期が確定し、『名古屋城天守閣整備事業に関する基本協定書』第4条の事業期間を変更した場合には、改めて工期の変更手続きを行うものとする。	

上記の業務について、名古屋市（以下「発注者」という。）と株式会社竹中工務店名古屋支店（以下「受注者」という。）との間において、当初契約と同一の契約約款により上記のとおり変更契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年3月7日

発注者 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市代表者
名古屋市長 河村 たかし



受注者 名古屋市中区錦二丁目2番13号
株式会社 竹中工務店名古屋
執行役員支店長 市川 敦

前払金等の支払いに関する特約条項

(債務負担行為に係る契約の特則)

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成30年度	2,196,000,000円
令和元年度	1,527,370,000円
令和2年度	90,070,000円
令和3年度	124,000,000円
令和4年度	0円
令和5年度	0円
令和6年度	請負代金額から上記金額を差し引いた額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

平成30年度	2,440,000,000円
令和元年度	1,697,078,000円
令和2年度	100,078,000円
令和3年度	137,778,000円
令和4年度	0円
令和5年度	0円
令和6年度	請負代金額から上記金額を差し引いた額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る前払金の特則)

第2条 債務負担行為に係る契約の前払金については、約款第34条中「契約書記載の工期の末日」とあるのは「契約書記載の工期の末日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、「契約締結の日」とあるのは「契約締結の日（この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては当該年度の4月1日）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の規定による読み替え後の約款第34条第4項の規定により中間前払金の支払いの請求を行った場合においては、次条第1項の規定に基づく部分払を請求することはできない。ただし、最終の会計年度以外の各会計年度末における部分払を請求することはできる。

3 第1項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

4 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当額を含めて前払金の支払いを請求することができる。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

(債務負担行為に係る部分払の特則)

- 第3条 債務負担行為に係る契約の部分払については、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて支払いを請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。
- 2 前項の規定による部分払の請求を行った場合においては、前条第1項の規定による読み替え後の約款第34条第4項の規定による中間前払金の支払いを請求することはできない。
- 3 第1項の規定に基づく部分払金の額については、約款第36条第1項中「出来高部分」とあるのは「当該年度出来高部分」と、同条第7項中「前払金額」とあるのは「(当該年度前払金額+当該年度中間前払金額)」と、「請負代金額」とあるのは「当該年度出来高予定額」と、同条第8項中「既に部分払」とあるのは「既に当該年度の部分払」と読み替えて、これらの規定を準用する。

